

特別養護老人ホームしおさい岬 令和8.6.1~

月額料金早見表 (30日計算)

介護保険適用となる費用	日毎算定 ※1			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		施設介護サービス費		682	753	828	901	971
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6	6	6	6	6
		夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ		46	46	46	46	46
	看護体制加算(Ⅱ)イ		23	23	23	23	23	
	日毎算定費用計 (1ヶ月(30日)あたり)			757 (22,710)	828 (24,840)	903 (27,090)	976 (29,280)	1,046 (31,380)
	月毎算定							
		科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		40	40	40	40	40
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10	10	10	10	10	
	月毎算定費用計			50	50	50	50	50
日毎算定+月毎算定合計 (1ヶ月(30日)あたり)			22,760	24,890	27,140	29,330	31,430	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ※2 上記日毎算定+月毎算定合計×17.2%			3,915	4,281	4,668	5,045	5,406	
A 介護保険適用費用月額※3			26,675	29,171	31,808	34,375	36,836	
※1 入所時に一度だけ『安全対策体制加算』(20/回)を算定いたします。 ※1 利用期間中に外泊される際、月に6日を限度とし外泊時加算(246/日)を算定する場合がございます。 ※1 療養食(該当者のみ)を提供する際、療養食加算(6/回)を算定いたします。 ※2 介護職員等処遇改善加算は目安となります。(加算により変動いたします) ※3 初回利用時のみ30日を限度として『初期加算』(30/日)を算定いたします。								
食費・居住費	日毎算定			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
		食費		300	390	650	1,360	1,445
	個室居住費		880	880	1,370	1,370	2,066	
日毎算定費用(個室)合計 月額(30日計算)			1,180 (35,400)	1,270 (38,100)	2,020 (60,600)	2,730 (81,900)	3,511 (105,330)	
C その他の費用	日用品費		実 費					
	行事等活動費		実 費					
	医療費(治療及び健康診断料)		実 費					
	理美容代	散髪代 顔そり代	実 費					

※A(介護保険適用費用月額)+B(食費・居住費の月額)+C(その他の費用)=月額料金となります。

月額料金目安	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	62,075	64,571	67,208	69,775	72,236
第2段階	64,775	67,271	69,908	72,475	74,936
第3段階①	87,275	89,771	92,408	94,975	97,436
第3段階②	108,575	111,071	113,708	116,275	118,736
第4段階	132,005	134,501	137,138	139,705	142,166

[利用者負担段階]

- 第1段階=世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方
- 第2段階=世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
- 第3段階①=世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の方
- 第3段階②=世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超の方
- 第4段階=市町村民税課税者が世帯にいるか、本人が市町村民税課税者の方(44,400円)
- 第4段階=年収金額が約770万円超約1,160万円未満の方(93,000円)
- 第4段階=年収金額が約1,160万円以上の方(140,100円)
- 第4段階=第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証: 1割負担は年金収入年額280万円未満
- 第4段階=第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証: 2割負担は年金収入年額280万円以上340万円未満
- 第4段階=第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証: 3割負担は年金収入年額340万円以上